

教第46号議案

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則の件

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年10月30日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「児童（法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）及び生徒（法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）」

を

「児童（法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）、生徒（法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）及び就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）」

に改め、

第2条中

「神戸市立小学校，神戸市立中学校，神戸市立義務教育学校又は兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒（兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程にあつては，教育長が特に必要があると認める者に限る。）」

に

「並びに神戸市内に住所を有しており次年度に神戸市立小学校又は神戸市立義務教育学校に入学を予定している就学予定者」

を加え、

第2条に次のただし書きを加え、

「ただし，就学予定者の保護者にあつては，(1)を除く。」

第3条中第2項を第3項とし、同条に第2項として次のように加え、

「2 前項の規定にかかわらず、就学予定者に対する就学援助の費目は別表7の項とする。」

第3条第3項中

「前号別表」

を

「別表」

に改め、

第4条中

「，学校長を経て」

を削り、

第6条中

「当該被認定者の児童又は生徒」

を

「当該被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

第6条第1号に次のただし書きを加え、

「ただし、就学予定者にかかる第4条の申請にあつては、当該年度の3月1日から3月31日までの期間。」

第8条中

「当該児童又は生徒の在学する学校の学校長を通じて、」

を削り、

第 8 条第 2 号中

「被認定者の児童又は生徒」

を

「被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

第 8 条第 3 号中

「前2号に掲げるもののほか」

を削り、

第 8 条第 3 号に次の 1 号を加え、

「(4) 教育長が別に定める児童について変更があったとき」

第 8 条第 2 項を削り、

第 9 条中

「前条第 1 項」

を

「前条第 1 号から第 3 号」

に改め、

第 9 条第 1 号中

「被認定者の児童又は生徒」

を

「被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

第 9 条第 3 号中

「被認定者の児童又は生徒」

を

「被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

「情緒障害児短期治療施設」

を

「児童心理治療施設」

に改め、

別表 7 の項に

「(小学校，中学校又は義務教育学校への入学(義務教育学校の後期課程の第1学年への進級を含む。)にあたり，それぞれ1回に限る。)」

を加える。

附 則

この規則は，平成29年11月1日から施行する。

理 由

就学援助の申請及び認定の対象に学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」を加えるにあたり，教育委員会規則を改正する必要があるため。

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

現在神戸市では、神戸市就学援助規則第2条の規定により、就学援助の申請及び認定の対象を学齢児童生徒に限定しているが、平成30年度入学者より新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するにあたり、学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」を対象に加える必要があるため、規則の改正を行う。

2 改正の概要

- ①申請及び認定の対象に就学予定者が加わることから、第1条、第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条について、就学予定者に関する規定を加える。
- ②申請及び異動があった際の手続きに関する規定について、所要の整理を行う。
- ③別表中の7の項 新入学児童生徒学用品費の定義について、所要の整理を行う。

3 改正規則の施行予定日

平成29年11月1日

神戸市就学援助に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

現行	改正案
略	略
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定により、経済的理由のため就学が困難な児童(法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。)及び<u> </u>生徒(法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。)<u> </u></p> <p><u> </u>の保護者(法第16条に規定する保護者又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第3号に規定する養育者をいう。以下同じ。)に対して、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことによって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、神戸市内に住所を有しており神戸市立小学校、神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校又は兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒(兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程にあつては、教育長が特に必要があると認める者に限る。)<u> </u></p> <p><u> </u>の保護者(神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和28年7月教育委員会規則第9号)第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承諾された児童及び生徒の保護者を含む。)であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u> </u></p>	<p>(目的)</p> <p><u> </u>、<u> </u>及び就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)</p> <p>(対象者)</p> <p><u> </u>並びに神戸市内に住所を有しており次年度に神戸市立小学校又は神戸市立義務教育学校に入学を予定している就学予定者</p> <p>ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。</p>

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定による要保護者	
略	略
<p>(援助費)</p> <p>第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。 ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項及び11の項とする。</p> <hr/> <p>2 前号別表に定める費目に係る就学援助の額は、年度毎に教育長が別に定める。</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育長が別に定める定期申請期間内及び随時申請期間内に、<u>学校長を経て教育長</u>に対し、就学援助の申請を行わなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、就学予定者に対する就学援助の費目は別表7の項とする。</p> <p>3 別表に定める費目に係る就学援助の額は、年度毎に教育長が別に定める。</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育長が別に定める定期申請期間内及び随時申請期間内に _____ 教育長に対し、就学援助の申請を行わなければならない。</p>
略	略
<p>(認定の期間)</p> <p>第6条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)が就学援助を受けることができる期間(以下「認定期間」という。)は、当該被認定者の児童又は <u>生徒</u> _____ それぞれに係る期間として、次の各号のいずれかの期間とする。ただし、第9条に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 被認定者が定期申請期間内に教育長に対し第4条の申請を行ったときは、当該年度の4月1日(対象者に該当する事由が発生した日が4月1日より後のときは、その日。)から学年末までの期間 _____</p>	<p>(認定の期間)</p> <p>_____, <u>又は就学予定者</u></p> <p>_____ ただし、就学予定者にかかる第4条の申請にあつては、当該年度の3月1日から3月31日までの期間。</p>
略	略
(異動)	(異動)

第8条 被認定者は次の各号のいずれかに該当するときは、ただちに当該児童又は生徒の在学する学校の学校長を通じて、教育長に当該事項を届け出なければならない。

(1) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき

(2) 被認定者の児童又は生徒が神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第11条規定により区の長から就学猶予又は免除の措置を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか就学援助を必要としなくなったとき

2 被認定者は前項に掲げるもののほか教育長が別に定める事項について変更があった場合は、すみやかに当該被認定者の児童又は生徒の在学する学校の学校長に当該事項を届け出なければならない。

(終了)

第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1項の届け出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届け出に係る事由の発生日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

(1) 被認定者の児童又は生徒が死亡したとき

(2) 被認定者の児童又は生徒が神戸市立以外の小学校、中学校又は義務教育学校に転出したとき

(3) 被認定者の児童又は生徒が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき

_____, 又は就学予定者

(4) _____

_____と

(終了)

号から第3号

_____, 又は就学予定者

_____, 又は就学予定者

_____ 児童心理

略			略		
別表(第3条関係)					
項	項目	定義	項	項目	定義
略	略	略	略	略	略
7	新入学児童生徒 学用品費	小学校、中学校又は義務教育 学校に入学する者(義務教育学 校にあつては、後期課程の第1 学年に進級する者を含む。)が通 常必要とする学用品及び通学用 品の購入費_____			(小学校、中学校又は 義務教育学校への入学(義務教 育学校の後期課程の第1学年へ の進級を含む。)にあたり、それ ぞれ1回に限る。)
略	略	略	略	略	略

「神戸市就学援助規則」の一部改正についての意見公募の結果

1. 意見を公募した規則

神戸市就学援助規則

2. 実施期間

平成29年9月21日（木）から10月20日（金）まで

3. 意見件数

0件